

「横浜企業クラスターガイド 2023」掲載企業募集要項

1 掲載企業募集の趣旨

中国市場に対し、横浜を代表する中小企業の技術力や製品などの“特長”、“売り”を、見やすく・分かりやすく紹介する企業ガイドブックとして「横浜企業クラスターガイド2023」を発行します。

中国語版で発行し（日本語版は発行しません）、中国で、企業PR、企業間連携等に活用します。

このほか、ガイドのデータをWEB版として、IDEC 横浜及びIDEC 上海事務所のWEBサイトに掲載し、情報発信をします。

2 「横浜企業クラスターガイド2023」の概要

（1）掲載事項

横浜市内に事業所を有し、中国でのビジネス展開を希望、または展開している企業の紹介
（企業PR 各企業A4版片面1ページ）

（2）仕様の概要

ア 製本（A4版・4色刷り・無線とじ）

イ PDF版（IDEC 上海事務所のHP <http://www.city-yokohama.cn/news/matching/>で公開）

（3）活用方法（中国語版）

ア 中国語版

- ・ IDEC 上海事務所で配架及びHPで紹介します。
- ・ 中国国内で開催される各種展示会、見本市等での配布、日中の政府関係機関への配布・配架
- ・ 海外企業との商談に向けた準備は、IDEC 横浜の専門家が個社別にサポートします。
- ・ 日本に進出する中国企業との連携のきっかけになります。

（4）発行予定

令和5年2月

（5）ウェブページへの掲載

「横浜企業クラスターガイド2023」に掲載された各企業の情報は、IDEC 上海事務所のウェブページ（<http://www.city-yokohama.cn/news/matching/>）に掲載します。

なお、現在、同ウェブページで公開されているものは「横浜企業クラスターガイド2021」です。

3 募集要領

（1）応募資格

次のすべての条件を満たす法人とします。

- ア 名称と連絡先（所在地、電話番号、E-mailアドレス、連絡担当者名など）を公開できること。
- イ 応募した企業の技術・製品・サービスなどが、この要項公表日以降に民事・刑事上の責任を問われる事故を生じさせていないものであること。また、過去に当該事故を生じさせていないこと。

(2) 掲載希望の場合

ア E-mail に以下を記入し、

- ・横浜企業クラスターガイド 2023」掲載希望の旨
- ・申込者の連絡先 (E-mail アドレス、電話番号)、担当者名

**IDEC 上海事務所 E-mail:yokohama-admin@idec-sh.com まで、
7月29日(金)までに提出**

イ 「横浜企業クラスターガイド2021」に掲載された各企業もお申込できます。

別途、前回からの変更希望箇所について、IDEC 上海事務所からご連絡いたします。

(3) 募集数 (予定)

ア 中国語版 50 社程度

(4) 注意事項

ア 応募書類などは返還しませんのでご了承ください。

イ 応募後に、提出書類などの追加、修正をお願いすることがあります。

ウ 紹介ページのレイアウト、中国語翻訳は、IDEC 横浜に一任するものとみなします。

エ 応募書類などの著作物及び肖像は、応募されたときをもって、IDEC 横浜が無償で活用することを承諾したものとみなします。

オ 応募書類を通じて IDEC 横浜が取得した個人情報、「横浜企業クラスターガイド 2023」の作成及び配布・配置、並びにそれらに付随する業務 (ウェブページへの掲載を含む。) 以外の目的には使用しません。

(5) 掲載料

「横浜企業クラスターガイド 2023」への掲載料は、無料です。

(6) 申込締切

令和4年7月29日(金) 17時 必着

※掲載希望者多数の場合、締切を過ぎると受け付けられないことがありますのでご了承下さい。

(7) 掲載可否 (欠格事由など)

応募者及びその関係者が、次の欠格事由に当たらないことを踏まえ、掲載可否を決定します (明らかに掲載できないと認められる応募者に対しては、応募自体を受け付けませんので、あらかじめご了承ください)。

ア 特定の政治活動又は宗教的活動に関係があり、若しくは暴力団その他反社会的勢力と関係がある。

イ 会社法の規定に違反し、又は民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者である。

ウ 上記以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者が、役員として過去2年間に就任していたことがある。

エ IDEC 横浜が管理運営する施設の入居者又は過去に当該施設に入居したことがある者で、賃料や使用料など支払が必要な料金を滞納したことがある (当該滞納が支払期限から1年以内に解消された場合を除く。) 者。

オ 上記「エ」の滞納を発生させた者の代表者又は役員であった者が、役員又は支配人等重要・主要な職務に就いている企業である。

カ 上記のほか、「横浜企業クラスターガイド2021」に掲載するのが不適切であると IDEC 横浜が認めた企業である。

4 応募先及びお問い合わせ先

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 IDEC上海事務所

E-mail: yokohama-admin@idec-sh.com TEL: +86-(0)21-6841-5777 FAX: +86-(0)21-6841-5700

※ 日本で、お電話で問い合わせをされる場合は、下記にご連絡ください。

公益財団法人横浜企業経営支援財団 国際ビジネス支援担当

TEL:045-225-3730